

様式第2号(第10条関係)

会議結果のお知らせ

1 開催した会議の名称

令和5年度第2回佐伯市文化財保護審議会

2 開催日時

令和6年3月27日(水) 13時30分から15時30分まで

3 開催場所

所在地 佐伯市中村東町6番9号

会場名 佐伯教育市民ホール まな美 3F 第1市民活動室

4 出席者

丁田健太郎(会長)、小野英治(副会長)、岡崎税、山口勝久、戸田博康、河野文美、  
卜部辰美、濱田宗一郎、清家隆仁、木村義友、吉武牧子、田中裕介

以上 審議会委員12名

丸山社会教育課長、鶴原総括主幹、梅田副主幹、福田副主幹、西田主任

以上 事務局5名

5 公開、非公開の別

公開

6 傍聴人数

0人

7 議題及び結果

(議題)

無形民俗文化財「疫神齋」の文化財指定について

- ・事務局から、佐伯市弥生大字江良の八坂神社で執り行われてきた「疫神齋」を佐伯市指定文化財とすることについて諮問し、指定するよう答申があった。

ただし、指定文化財としての名称は地区名などを付けることを検討する。

(報告1)

佐伯市文化財保存活用地域計画の作成について

- ・事務局から、「佐伯市文化財保存活用地域計画」が令和5年12月に文化庁長官の認定を受け、刊行物が完成したことを報告した。

(報告2)

県指定天然記念物「宿善寺のナギ」の現状変更について

- ・事務局から、令和4年の台風による折損以降、樹勢が衰えていた「宿善寺のナギ」について、回復のための現状変更を行ったことを報告した。

8 審議の内容

主な質疑応答・意見は以下のとおり。

(議題)

無形民俗文化財「疫神齋」の文化財指定について

- ・過去には護符を佐伯藩領内に配ったとされているが、現在も護符を作ったり、配ったり

しているのか。護符の版木が残っているかもしれない。

→今後、指定に向けた団体との協議のなかで、確認したい。

- ・この祭礼の主体は誰なのか。地区の方々が執り行っていると思うが、宮司も地元の方なのか。

→主体となっているのは地元の方である。文化財指定の手続きをする際の代表者としては、神社の宮司さんになる。

- ・指定文化財としての名称は、「疫神斎」のみで良いか。他地区の人が聞いても、どのものなのかがわからない。地名や神社名をつけてはどうか。

→地区の意向もあると思うので、協議をして決めたい。

- ・指定となった場合は現状維持が原則となると思うが、どこまで変更不可とされるのか。地区の方も少なくなっており、昔のやり方をそのまま続けていくことは困難になるのではないか。

→無形民俗文化財については、その本質が変わらなければ、道具の素材を現代のものに交換したり、祭礼の細部を変更したりすることは可能だと考える。

## 9 会議の資料名一覧

- ・令和5年度第2回佐伯市文化財保護審議会
- ・関連法令等

## 10 問い合わせ先

担当課 佐伯市教育委員会 社会教育課 文化財係  
電話番号 22-4234 (直通)